

平成 31 年 10 月 11 日開催

理 事 会 議 事 録 (翻訳)

日 時 2019 年 10 月 11 日
場 所 学校法人 東京国際フランス学園

理事定数 12 名

出席理事 9 名

ーオリヴィエ・ブロシェ (仏在外教育庁長官、テレビ会議参加)
ージル・アルモスニノ (仏在外教育庁アジア圏代表)
ーマリーエレーヌ・テルニ (仏大使館領事)
ーローラン・ヴァインベルグ (法人事務局長、学校長)
ーウィリアム・ファーブル (法人総務部長、総務・経理部長)
ーピエール-フランソワ・ヴィルキャン (保護者代表)
ールネ・カラズ (保護者代表)
ーカトリーヌ・ウンサモン (仏大使館文化副参事官、
日本アンスティチュ・フランセ院長)
ーアルメル・カイエール (仏商工会議所会頭)

欠席理事 2 名

ーローラン・ピック (仏大使・法人副理事長、ウンサモン氏
に投票権を委任)
ーピエール・コリオ (仏大使館文化参事官、ウンサモン氏
に投票権を委任)

欠席監事 2 名

ージョージアン・リニョー
ー谷 真人

オブザーバー
ーエヴリーヌ犬塚 (在日フランス人選挙区選出議員)
ーフランソワ・ルーセル (在日フランス人選挙区選出議員)
ーマクサンス・ロバン (仏大使館フランス語交流担当)
ーマリー・ドイランベール (中・高等科校長)
ージル・サンセバスチャン (幼児・初等科校長)

(ブロッシェ氏の補佐として、仏在外教育庁アジア・パシフィック圏会計官キム・ウォーホアン氏及びレミ・パストール氏がテレビ会議に参加)

欠席オブザーバー

ーティエリー・コンシニー (在日フランス人選挙区選出議員)

役員の確認及び本日の定足数の確認後、16 時 15 分開会を宣言。

書記としてサンセバスチャン氏、副書記としてヴィルキャン氏が選任される。

初めに、パリからテレビ会議システムを通して参加している仏在外教育庁長官ブロッシェ氏が、台風に伴う天候不良のため本会に出席できなかったことを遺憾に思うと挨拶し、仏在外教育庁の改編について説明する。地理上の区域が新たに設定され、シンガポール在住のアルモスニノ氏がアジア区域の最高責任者となり、仏在外教育庁役員事務局代理となる。また臨時事務・経理部長のファールブル氏に、業務の重責にも拘らず任務遂行に専念してくれていると感謝の意を示す。

前回理事会時に辞任した教職員代表の不在にも触れる。

長官は、仏在外教育庁の全体状況について改めて説明する。

1. 在外フランス学校の生徒を倍増するという目標が大統領から掲げられた。すなわち、在外フランス教育が 10 月初めに関係大臣 3 名から提出された発展計画の対象となっており、これが我々のロードマップになるということである。これは無論総体的な目標で、各校が生徒を倍増しなくてはならないということではない。生徒数拡大は今までそれ自体が目標ではなかったが、今後はこれをめざしていく。
このような状況から、本校の生徒増加計画は大きな意味をもってくる。
2. 保護者の方々との対話が非常に重要となっており、できうる限りこれを改善し、強化していかなければならない。

1. 前理事会 (2019 年 5 月 29 日) 議事録の承認

在日フランス人選挙区選出議員 ルーセル氏は訂正事項を提出、5 月 29 日に出席していたメンバー間で議論の対象となる。

保護者代表は、このとき提出された決算書類が今回の議事録に添付されていなかったことに不満を表明し、現状のままでの議事録の承認にためらいを示す。校長は、この資料を探し出し、次回の理事会での承認を目ざし、ルーセル氏の訂正案を加えた議事録と共に配布することを提案する。よって決議は次回の理事会に持ち越された。

2. 理事・評議員の変更

新理事：

- ジル・アルモスニノ氏 (仏在外教育庁アジア圏代表) : ブリュノ・ヴァレリ氏の後任として 2019 年 9 月 1 日より就任

- ローラン・ヴァインベルグ（新学校長、法人事務局長）：フィリップ・エクセルマンズの後任として2019年9月1日より就任
- ウィリアム・ファールブル（新事務・経理部長、法人総務部長）：エレーヌ・オブレ氏の後任として2019年9月1日より就任
- ルネ・カラズ（保護者代表）：ニコラ・ディコスタンゾ氏の後任として2019年6月11日より就任
- 新教職員代表は選挙後、2019年10月17日より理事職に就任する。

新監事：

- ジョージアン・リニョー氏がウィリアム・ファールブル氏の後任として2019年9月1日より就任

新オブザーバー

- マリー・ドイランベール氏（中・高等教育科新校長）：パトリシア・レノー氏の後任として2019年9月1日より就任

新評議員：

- ジル・アルモスニノ氏（仏在外教育庁アジア圏代表）：ブリュノ・ヴァレリ氏の後任として2019年9月1日より就任
- ローラン・ヴァインベルグ氏（新学校長、法人事務局長）：フィリップ・エクセルマンズ氏の後任として2019年9月1日より就任
- ウィリアム・ファールブル氏（新事務・経理部長、法人総務部長）：エレーヌ・オブレ氏の後任として2019年9月1日より就任
- マリー・ドイランベール氏（中・高等教育科新校長）：パトリシア・レノー氏の後任として2019年9月1日より就任
- エリ・キュイエレ氏（仏大使館大学交流担当）：ダヴィッドアントワヌ・マリナス氏の後任として2019年9月1日より就任
- ルネ・カラズ（保護者代表）：ニコラ・ディコスタンゾ氏の後任として2019年6月11日より就任
- アンスティチュ・フランセ学院長がグザヴィエ・ゲラール氏の後任として2019年6月11日より就任：学院長職は、カトリーヌ・ウンサモン氏が就任

3. 新教職員リストの承認

仏在外教育庁長官は、本校業務を精力的に引き継いだ校長に感謝の言葉を述べる。また、中・高等科校長マリー・ドイランベール氏と臨時事務・経理部長ファールブル氏に歓迎の意を示し、新学期が円滑に始まったことを強調する。ローラン・ヴァインベルグ校長は、彼の着任を手助けしてくれた役員事務局の力強い支えのおかげであると付け加える。

4. 2019 年-2020 年度予算状況（9 月 30 日現在）と今後の見通し

ファール氏は、改善の余地はあるとしながらも、予算執行状況中間報告（資料参照）として作成した表を提出する。また、理事会で毎回これを提出することを提案する。

9 月 30 日時点で、運営会計は約 1 億 1100 万円の赤字であることを強調する。というのは、7 月及び 8 月の夏期においては支出は発生するが、学期毎に割り当てられている収入がないため、この赤字は減少する見込みである。
続いて企業寄付金の経理上の転記処理について説明がある。これは子供をリセに就学させている職員が勤務する企業が税制優遇措置を受けるために支払うものである。この寄付金は本校の基本金（設備投資等）に算入され、これに伴って発生する学費免除額は運営支出として計上される。この転記方法は企業が税制の優遇措置を受けるための現地規則であるが、運営費科目に計上されるため事実上赤字となるが、基本金を含めた総収支では、資金は常に増加している。

収支予測は格差を表している。生徒数の増加が相当の収入をもたらさないからであるが、これは、生徒数の増加に比例したフランス国籍生徒の学費がその他の外国籍生徒に比べて低く設定されているからである。支出に関していえば、慎重を期して、為替変動による差損が大きかったという推測がなされた（約 3500 万円）。

またファール氏は、2019 年 6 月に結んだ本校のメンテナンス契約が非常に高いと説明する（この点については後に説明）。

運営資金については、非常に満足いくものとなっている。積立金を除いた自律運営可能日数は 188 日、積立金を含むと 239 日となっている（自立運営可能日数を定めた安全余裕率は、為替変動の激しい国では 90 日、地震のようなリスクの高い国では 180 日となっている）。

校長がこれに加え、この表は予算分析方法の一つであり、学校運営に有用な手段として、総務・経理部長と共有していくものであると述べる。

フランス商工会議所会頭のカイエール氏は、寄付金制度枠の寄付金額を 130%ほど増加してはどうかと、学校の財政面での追加モデルとして提案する。事務・経理部長及び保護者代表はこれに賛同する。この寄付金制度は複数のインターナショナルスクールが採用しているが、その大半は、学費が本校と比べてかなり高額である。これも寄付金額を値上げすることができる理由となる。
日本で求職し、職を得るフランス人の数が増加していることについて議論が行われる。

仏在外教育庁長官は総務・経理部長に礼を述べ、法人の予算状況が健全であり、満足すべきものであることを強調する。

5. 2019 年-2020 年度 修学旅行とその資金計画の承認

提示金額は、保護者の旅行負担額（海外旅行の限度額が 10 万円、国内が 5 万円）や旅行総額を表している。

この計画は10月2日の学校運営評議会において全会一致で承認され、決められた限度額を超えないことが規定された。

カイエール氏は、シンガポール・アメリカンスクールとの旅行はどのような意味があるのかと質問する。これは学校交流として何年も前から行われており（ルーセル氏はそのメリットを強調）、伝統的に続けられているものである。

投票者：8 賛成：8 反対：0 棄権：0

6. 中等科アメリカインターナショナルセクションの創設及び授業料の承認

本セクション創設の要請は2019年6月6日の学校運営評議会で承認された。本件は、来年の新学期に中等科6,5,4年に開設されるよう10月初めにフランス学校教育執行部（DGESCO）に送られた。これは、幼児科から高等科3年まで一貫した外国語教育を提供することをめざしたものである。

フランスバカロレア試験を準備するこのセクションは、バカロレアインターナショナル（IB）とは異なり、2つの文化の特色や比較分析（歴史・地理）が盛り込まれたセクションであると中・高等科校長が説明する。イギリスセクションではなく、アメリカセクションが選択されたのは、日本とアメリカの関係性の方がイギリスのそれと比べより緊密であるためである。

仏在外教育庁長官は、このセクションの創設は、インターナショナルセクションの倍增計画の一環であると付け加える。

保護者代表はこの決定を評価する。

投票者：8 賛成：8 反対：0 棄権：0

6.1 アメリカインターナショナルセクション授業料の承認：投票延期

このセクションの学費についての決議投票が告知されていたが、現段階では不可能であるということになった。なぜなら学費の格差が発生してしまうからである（本校のその他のインターナショナルセクションに追加費用は発生しない）。料金を提示し、場合によってはオプションコース間の授業料の調整を討議する前に、これらの授業料についてより包括的な調査が必要となってくる。とはいえ、中等科におけるインターナショナルセクションの有料化の原則については、すでに理事会に提案されたところである。最終的に次回の理事会で金額が提示されることになった。在日フランス人選挙区選出議員ルーセル氏が、インターナショナルセクション料金が仏政府奨学金の計算に確かに含まれるかどうかの確認を求める。原則として、そのようになるとの返答がある。

7. 2020年新学期の予算編成案

校長は、現時点では数字での確約はできないとしながらも、明瞭かつ一貫性のある予算方針を把握するために、この予算編成案を目標もしくは協議に着手すべき課題として説明する。

本校：

I C T教育推進方針とデジタル教材の活用について同時に考えていく。

生徒保護者：

外国語認定試験の合理化：これらの試験のいくつかは保護者が試験費用を負担している一方、本校が負担している試験もあり、明確な一貫性がみられない。これらの認定試験の費用を学校負担とし、任意の試験については保護者負担とすることを検討していくことになる。

教職員：

－ 時間外労働手当取扱いの合理化：現在まで、時間外労働は教職員の自主的な決定により行われ、その後支払申請が提出されている状況である（ウンサモン氏は日本の法律では、時間外労働は上司の命によって行われるもので、職員が自ら決定して行うものではないと言及。またカイエール氏は日本の労働契約は36時間の時間外労働時間を含めており、それ以上の時間外労働はできないと発言）。

－ 諸手当に関する指針の検討：

本校では、特別活動手当が教員及び教育指導官以外の職員に支給されているが、賃金規程には規定されていない。単発の特別活動任務を行う職員の活動手当支給を規定する枠組みが必要であろう（例えば、広報担当職員によって運営されたフランス学校ラグビー大会等）。これにより手当の不透明性や恣意的決定といった疑惑を払しょくできるであろう。

－ おそらくその数が多すぎると思われる賃金カテゴリーも取り上げられた。

カイエール氏は、リセ役員の任務の交替が教員のそれと比べて早いことを指摘する。仏在外教育庁長官は、役員の人事異動の規程について説明（3年+1年+1年）。また、今後新たに在留公務員教諭（*résident*）となる者は、その在任期間が6年と限定されることとなった。ただ、これは2019年9月1日から *résident* となる教員のみ適用される。

長官は、これらの方針が緻密に考えられていると評価、新しい視点がもたらした効用を強調する。争点は予算コントロールであるとし、リセの財源についての見解を述べる。また2020年度予算について、仏在外教育庁が公務員教諭本校支払負担金（PFC）を7.5%から6%に戻したことに再度言及する。これによりリセの財源が補完される。この負担金の減額は以前に提出されたマネジメントダッシュボードに組み込まれていたものである。

メンテナンス契約の入札会議に参加した保護者代表は、契約更新に当たり、校舎拡張計画の可能性があるにもかかわらず、業者はタリフの据置きを受け入れなかったと説明する。彼らが業務を依頼している下請け業者の多くがタリフを値上げしたた

めである。よって、このたび選択された新しいメンテナンス業者は最も低い見積額を提示したが、それでも以前より契約費用は増加することになった。

8. 2020 年新学期の方針

8.1 学校組織：

- CM2 に 1 クラス増設（学年の進級に伴う増設）
- 4^{ème} に 1 クラス増設（学年の進級に伴う増設）：これは、今年 4 クラスある 1^{ère} の教科別クラスが 3 クラスに戻ることで調整される。

8.2 授業料の変更：

2019 年 3 月 26 日開催の理事会議事録には、2018 年 11 月の戦略方針会議の推奨に従って決定された変更であるとの記載がある。

- 2020 年 9 月 1 日より授業料 3% の値上げ（うち 1% は年功昇給 1.4% 増に相当し、2% は不動産計画積立金としての一時引当金）
- 2021 年 9 月 1 日より授業料 1% の値上げ

とはいえ、在留公務員教諭給与支払負担金の減少及び経費節減努力、また不動産計画がほぼ自己資金で賄えることなどから、これらの学費値上げをより詳細に見直す必要が出てきた。役員事務局は、学費の値上げを 3% 未満にとどめることができるようにしたいと考えている。

8.3 雇用リスト：

初等科：現地雇用フルタイム相当教員 1 名（CM1 クラス開設）

中・高等科：増加する時間数は現在在籍する教員によって吸収されるため、ポストの新設はない。中・高等科の時間割当の配分については見積り生徒数を考慮し協議が行われるとともに、来年の最終学年の専攻設定にあたり、高等科 2 年の生徒たちと話し合いが行われる旨中・高等科校長から説明がある。校長は、生徒が少なすぎる場合に専攻を開設しないよう、許容限度に固執することなく、生徒数を考慮することが必要であると強調。テレビ会議方式を含め、専攻授業の共同実施が保護者代表から提案される。必要とあればこれも検討されるであろう。

保護者代表から専攻リストの変更について質問が出される。校長は、この制度改革の実施は依然として進行中であり、はっきりとした見通しが立てられないと説明。この専攻リストは毎年変更されるようなものではなく、一連の動きが長引くことが確認された場合に調整される可能性のあるものである。校長は、新体制における高校生の教育課程の多様性を保証するため、高等教育に携わるすべての関係者が文書に署名したことに再度言及する。

在日フランス人選挙区選出議員のルーセル氏から、なぜ新設ポストが *résident*（在留公務員教諭ポスト）ではないのかと質問がある。

仏在外教育庁長官は、512 の **résident** ポストを削減し、在外フランス学校ネットワークにおける均衡の回復を目ざしている仏在外教育庁の厳しい雇用計画に言及する。すなわち、この観点から見れば、東京では **résident** のポストの増設は優先事項ではない。

同様に、カイエール氏の質問に答えて、非正規教員の研修方針に関しては、現在相互研修を実施している学校に代わって、16 の地方研修機関で展開していくことになる」と説明。またこれにより各学校が教員研修に期待する内容を明確にすることができる。

仏在外教育庁アジア圏代表のアルモスニノ氏は、**résident** の雇用リストについては学校運営評議会で話し合われるべきものであると説明する。

CM2 のクラス増に伴うフルタイム相当ポストの新設に関する投票が行われる。

投票者：8 賛成：8 反対：0 棄権：0

9. 質疑応答

保護者代表の質問：

1. 我々は経理部の「機能不全」が正確にはどういうものなのかをまとめた文書を閲覧したい。オブレ氏の退任前である 2019 年 5 月 29 日の理事会の時には、監事報告書はリセの健全な経営を讃えており、機能不全などについては全く指摘されていなかった。また我々は、オブレ氏と意見交換等をした中で感じた彼女の模範的なプロ意識について強調したい。

カイエール氏はこれに同調する。

仏在外教育庁長官は、教育庁の実施した視察報告書（査察ではない）を配布することはできないと答える。しかし、その結論は、理事会前に仏在外教育庁アジア圏代表を通じて保護者代表及び教職員代表に口頭で伝えられた。長官は、これを出席理事に総括して説明する。また校長が要約したものを後に文書で提出すると述べる。

カイエール氏にとっては、事務・経理部長の業務は常に未来の資産を準備することを目的としていたとし、彼女の功績として肯定的な点を挙げる。カイエール氏は、オブレ氏が何かを妨げたといった理由で何名かの職員によるバッシングの犠牲になったと考えており、仏在外教育庁が彼女を擁護しなかったことに驚いていると述べる。

仏在外教育庁長官は、警鐘を鳴らしていた問題点がいくつかあったが、決定事項はどちらかに賛同するといった類のものではなかったと答える。すなわちその職員を問題にしたわけではなく罰則もなかった。しかしながら経理部の円滑な運営を保証するため、変化が必要な状況であったと説明する。臨時の事務・経理部長がすでに

任務についており、後任の部長はなるべく早い時期、2020 年初頭には任命され、2019 年の収支報告書及び 2020 年度予算について引継ぎが行われる予定である。またすべての問題がただ一人の職員に起因するものではなかったと結論付ける。

2. 会計部において資金の不正使用が行われたそうである。これが事実なのか、またどのように状況が解決されたのか理事に報告してもらえないか。

ファール氏は、これは会計課の不正ではなく、まさに会計課がこの問題を発見したのだと説明する。問題となった職員はこれを機に退職しており、払戻し手続きが取られている。カイエル氏はこの解決方法に驚く。

3. リセは大規模な不動産計画を通して校舎拡張の可能性を検討している。特にこの計画の資金の大半は保護者が負担することになるであろう。必要とされる校舎について十分に考慮し、リセの経営・組織を安定して存続させ、本校の学費の手の届きやすさに留意していくためにも、法人理事会における保護者代表の数を増やしてほしい（2 名から 3 名へ）、また在日フランス人選挙区選出議員を本理事会の正式な理事として承認することを提案する。

ルーセル氏はこの提案に反対ではないと発言。

仏在外教育庁長官は、保護者の方々との関係を強化していく意思を表明し、保護者代表理事の数を増やすことは一つの答えであるとしつつも、その影響を考えなくてはならないと述べる。そしてまずは、校長がこれから提案する予定のテーマ別検討委員会の設置をもって、対話の質を強化したいと提議する。もしそれでも必要が認められれば、理事の人数の変更が検討されるとするが（アルモスニノ氏から保護者代表のオブザーバーを一人加えてはどうかと提案がある）、これには法的な変更（法人寄附行為を変更しなくてはならない）を伴う。よってこれについては数か月後の理事会で再度状況を話し合う旨提案する。

校長は、他の議題を犠牲にして法人寄附行為の変更について議論を始めるよりは、まず前出の検討すべき課題について協議を深めていきたいと述べる。同様に、対話の機会をこれらの決議機関及びそのメンバーのみに制限せず、もっと定期的により開かれた方法で協議を実施し、これらの決議機関のメンバーを増やさずとも、運営が効果的に実施されるようにしたいと説明する。

保護者代表は、学園役員の人事回転率に鑑みて、本校運営の安定が重要であることを強調する。

4. パソコン室は教室になり、その代わりにノートパソコンが購入された。元々あったパソコンはどうしたのか（3 年未満の使用）。

A-302 号室のパソコン 24 台については、15 台が中・高等科音楽室に設置された（昨年度、音楽教諭から提案があった）。残りの 9 台は、初等科第 3 課程（CM）のクラスに設置された。

5. 前事務・経理部長が退出して以来、リセの二つ目の官舎はどのように使われているのか。

この官舎は、前校長が退出するまで1カ月ほど現校長が使っていた。正式な事務・経理部長が着任するまで空室となる。

在日フランス人選挙区選出議員の質問：

1. 私は、本校生徒が海外で行われるスポーツ・文化行事に参加する際に発生する問題について提議したい。現在10万円に定められている海外修学旅行の最高限度額を引き上げることが可能だろうか。この質問は複数の保護者から受けたものである。

校長はこれに加えて、同様の内容で40名ほどの保護者が署名した請願書を受け取ったと説明。これについては複数の観点から以下のように返答するものとする。

- 限度額について議論は行われるべきであるが、その場しのぎであってはならない。よって（保護者会会長と話したのち）、この問題について11月に検討会を開き、並行して旅行運営について担当職員とも検討を重ねることを提案する。よって本件は次回の学校運営評議会（CE）で議論され、場合によっては新限度額について決を採り、次回の理事会にかけるということになる。しかしながら保護者代表はこの限度額の維持を主張する。
- 一時的なやり方はよい解決方法とはいえない。なぜなら、すべての旅行でこれが行われると管理運営が非常に難しくなり、収入状況についても予測を立てにくくなる。
- 修学旅行それ自体や生徒がこれに参加する意義は明白であり、非常に素晴らしいことであるが、旅行の手順・方法等をコントロールすることは、バランスのとれた透明性の高い運営を保証するために是非とも必要である。
- 最後に、学校の連帯基金制度がこれを必要とする家庭をすでに補助しているのに、有志による寄付金等に頼ることが提案されていたが、これは調整の難しい不公平を生むことにつながりかねない。

保護者代表は、この限度額の問題についてはすでに他の決議機関で提出されており、海外旅行の予算に一定の限度が決められているのは適切であるように思えると発言する。およそ850ユーロに当たるこの10万円という額は、ここ何年授業料が絶え間なく値上がりしている現在、すでに大きな負担となっている。同様に現在、消費税の引上げも各家庭に財政負担を強いている。

また、この旅行限度額は2015年にすでに見直され、7万円から10万円に引き上げられたことに言及する。もし今回この提案を受け入れることになれば、5年の間に84%も費用が引き上げられることになる。保護者代表は、海外への修学旅行やアジア圏で行われるスポーツ大会が生徒にとって、豊かで貴重な経験となることを疑うものではないと発言。しかしながら、低予算ということが必然的に教育の質を下げるということにはならない。リセ家族の会メンバーとして、リセが財政的に皆の手に届くということが優先事項の一つであると述べる。

仏在外教育庁長官は、学園の利益のために出席者と友好的な話し合いがもてたことを喜ぶと共に、校長に、慌ただしく着任した状況で、本理事会を開いたことに感謝の意を述べる。

18 時 40 分、本理事会は閉会となる。

理事会議長：オリヴィエ・ブロシェ	署名
------------------	----

書記：ジル・サンセバスチャン	署名
----------------	----

副書記：ピエールフランソワ・ヴィルキャン	署名
----------------------	----